



平成 21 年 12 月 15 日

各 位

会社名 バンクテック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三井所 清宏
(JASDAQ コード 3818)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 裕政
(TEL. 044-578-5112)

当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 11 月 4 日に開始された BT ホールディングス株式会社による当社普通株式及び新株予約権の取得を目的とした公開買付けの成立を条件として、同社が当社の全株式を所有し、当社を非公開化するための手続きに際して必要となる当社の定款一部変更等についてご承認いただくための平成 22 年 3 月下旬開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 種類株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 22 年 3 月下旬開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 12 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって当該種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 12 月 31 日 (木)
- (2) 公告日 平成 21 年 12 月 16 日 (水)
- (3) 公告方法 電子公告：当社ホームページ (<http://www.banctec.co.jp/>) に掲載いたします。

2 種類株主総会の付議議案について

本日現在において、当社は会社法第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社ではありませんが、平成 21 年 11 月 4 日に開始された BT ホールディングス株式会社による当社普通株式及び新株予約権の取得を目的とした公開買付けの成立を条件として、当社は平成 22 年 3 月下旬開催予定の定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、ならびに③会社法第 171 条第 1 項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。当該定時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の議案は、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により種類株主総会の決議が必要となります。そこで、当該定時株主総会と同日に開催される種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。

なお、種類株主総会の開催日および付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上